三労基発 1020 第４号
令和８年 10 月 20 日

四日市ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長　殿

三重労働局労働基準部長
（　公　印　省　略　）

労働災害防止に向けた緊急要請について

平素は、労働基準行政の推進につきまして、御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県内における労働災害発生状況は、令和８年９月末時点で、死亡災害は７人発生し、前年同期を上回る憂慮すべき状況にあります。また、休業４日以上の死傷災害は1,559人となり、前年同期比45人（3.0%）増加しています。

業種別では、製造業、建設業及び道路貨物運送業で災害が増加しており、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。

これから年末に向けて繁忙期を迎えることから、労働災害の更なる増加及び重大災害の発生が懸念されるところです。

三重労働局では、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しており、特に本年は、**労働災害発件数が多い、製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設を重点業種**とし、**行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）、機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）、墜落・転落災害、高年齢労働者の労働災害を重点災害**として掲げ、労働災害発生防止にしっかり取り組んでいただくこととしていますが、現在の災害発生状況を踏まえると、関係団体及び会員事業場の労使が一丸となった取組の一層の強化が急務となっています。

つきましては、貴団体におかれましては、この状況を重大かつ緊急の課題として受け止めていただき、会員事業場に対し別添リーフレットを確実に配付することにより、「**あせるな いそぐな おこたるな**」の標語のもと**安全衛生行動の確実な実施**とともに、下記事項について周知徹底を図り、労働災害防止に向けた自主的な取組の強化を要請いたします。

記

１　経営トップによる安全衛生方針の明確化

経営トップ自らが安全最優先の姿勢を示し、安全衛生活動への積極的な関与を図ること。

2　職場の総点検の実施

職場に潜む危険箇所及び危険作業について総点検を行い、必要な改善措置を講ずること。

3　転倒災害防止対策の徹底

通路等の整理整頓、段差表示、床面の滑り防止等の環境改善を推進すること。

4　墜落・転落災害防止対策の徹底

高所作業、荷台作業、はしご及び脚立作業における墜落防止措置を再確認すること。

5　機械災害防止対策の徹底

安全装置の有効保持、機械停止措置及びロックアウト・タグアウトの確実な実施を図ること。

6　荷役作業時における災害防止対策の推進

荷役作業手順の整備、安全な昇降設備の使用及び危険予知活動を徹底すること。

7　基本ルールの遵守

作業手順の省略や確認不足を防止し、安全衛生行動の確実な実践を図ること。